## 医薬品の種類、薬剤師の役割

みなさん『薬剤師』を知っていますか? 薬剤師は国家資格を持った "薬の専門家"で、 薬局やドラッグストアにいます。医薬品は"薬の専門家"である薬剤師が主に取り扱っています。 薬剤師以外では医師と登録販売者が扱っています。登録販売者は都道府県の試験に合格した薬の専門家です。

では、医薬品は大きく分けて2種類あるのを知っていますか? 病院で医師の診察を受けてから使う医薬品(**医療用** 医薬品)と、病院に行くほどではない病気やケガの時に薬局やドラッグストアで直接買う医薬品(一般用医薬品)です。

### いりょうよういやくひん

医師から渡された処方せんを4日以内に薬局に持っていき、薬剤師から説明を受けながら いやくぶんぎょう 受け取ります。(このしくみを医薬分業といいます)。

#### いっぱんょういやくひん **一般用医薬品**

**薬局やドラッグストア**で買うことができる医薬品で、**処方せんは必要ありません。** しかし買う時は、**薬剤師や登録販売者に対応**してもらいます。

# 医薬品を受け取るときのしくみ「医薬分業」とは?

いつでも行けるかかりつけ(行きつけ)の薬局を患者さんが決められるように、病院で医師から患者さんに処方せんが渡されます。患者さんは渡された処方せんを薬局に持って行き、薬剤師から説明を受けながら医薬品を受け取ります。病院の後に薬局に行くので、患者さんの手間が増えたり、支払いが少し増えてしまいますが、それを上回る多くのメリットがあります!

### ≪かかりつけの薬局を決めるメリット≫

- 薬局を自由に選べます。
- 薬剤師が処方せんの内容をチェックするので安心です。
- 薬剤師から、医薬品の使用方法やのみ合わせなど納得いくまで説明 してもらえます。
- ・患者さんの体質、患者さんに使った医薬品、患者さんに説明したこと、病気の治り具合などを薬剤師が「薬のカルテ(薬歴といいます)」に記録し、管理していきます。薬剤師は毎回、薬歴に書かれた過去の内容を参考にしながら、患者さんに合った説明をします。

安心安全
効果的

医薬品は、専門家に説明してもらったことや医薬品の説明書に書いてあることをしっかり守って使用しましょう!

医薬品や健康についての心配事や相談があれば、処方せんを持っていかなくても、一般用医薬品を買うつもりがなくても、無料で薬剤師などの専門家に相談できることをご存知でしたか? もちろん保健室の先生に相談してもかまいません。

気軽に相談してくださいね!,



作成・発行元 北陸大学薬学部 准教授 大栁賀津夫 金沢大学医薬保健研究域薬学系 教授 松下 良 金沢大学医薬保健学域薬学類5年生 中川璃子